

W I P O の最近の動向について

1. 第 4 5 回世界知的所有権機関 (W I P O) 加盟国総会

9月22～26日(於:ジュネーブ)にて開催。著作権等常設委員会(SCCR)、開発と知的財産に関する委員会(CDIP)に関する向こう1年間の方針が決定されたほか、新たに豪州のガリ氏を新事務局長に選任。昨年総会以降のCDIPにおける開発と知財に関する議論、SCCRにおける知識へのアクセスを目的とした権利の制限と例外の議論を受け、途上国の開発問題が議論の中心を占めた。著作権関係は以下のとおり。

[著作権等常設委員会(SCCR)関係]

視聴覚実演の保護、放送機関の保護、及び権利の制限と例外について、次年度SCCRの議題とすることを決定。視聴覚実演の保護には、途上国からは早期締結への強い支持と地域セミナーの継続開催の要望、米国からはEUとの調整がいない権利の移転問題が解決されれば支持できる旨の発言があった。放送機関の保護には、各地域グループ及び国から支持する旨の発言があった。なお、途上国の多くから公益性や柔軟性への配慮が不可欠である旨、中南米グループから保護の目的、範囲、方式についての各国間の相違が大きく締結は時期尚早である旨発言があった。権利の制限と例外については、途上国から、視覚障害者の権利制限について早急に条約化すべきとの発言、教育(遠隔教育、教材の輸出)の権利制限についても、事務局による調査及び意見交換を踏まえ、条約化を目指すべきとの発言等があった。先進国は、米国を始めとして、意見交換は歓迎するものの、実施についてはスリーステップテストの下で各国の裁量に委ねられるべきとの意見表明を行った。その他EUより、集中管理、準拠法、追及権、オーファンワークスについて取り上げるべき旨発言があった。

[開発と知的財産に関する委員会(CDIP)関係]

多くの途上国から、昨年総会で合意した45項目の早期実施(特に追加予算の必要がないとされる19項目)及び必要な人的・財政的資源の割当を行うべき旨の主張がなされた。これに対し、先進国より後者の議論は、WIP Oの通常のプロセスである計画予算委員会で十分検討すべき旨主張がなされた。

[遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)関係]

多くの途上国が、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの不正使用等からの保護の重要性を強調し、また、法的拘束力のある国際的枠組の早期導入に向け、議論の加速を要望した。また、10月開催の第13回IGCの議題となっているギャップ分析(後述)の議論への期待が表明された。先進国からは、用語の定義、目的等の基本的な事項を含む10の論点の議論を行うことが重要であり、また、遺伝資源に関するオプションリストの議論を行うために十分な時間を設けるべき旨主張があった。

[エンフォースメント諮問委員会（ACE）関係]

先進国及び途上国双方からエンフォースメントの強化の重要性が示された。なお、先進国からは、ACE委員会での議論対象を拡張すべき旨意見が出されたのに対し、途上国からは現状を維持しつつ、各国の経験の情報交換に集中させるべき旨の意見が出された。

2. 第17回著作権等常設委員会（SCCR）

11月3～7日（於：ジュネーブ）にて開催。本会合では、前回会合の決定を踏まえ、前半で情報交換会合を開催し、権利の制限と例外に関する専門家調査報告書に関する質疑応答、視聴覚実演の保護に関する地域セミナーの成果報告がなされた。後半では、①権利の制限と例外に関する今後の作業計画、②視聴覚実演の保護の議論の今後の進め方、③議長のインフォーマルペーパーを踏まえた放送機関の保護の議論の今後の進め方、④今後の作業（future works）について議論が行われた。

権利の制限と例外については、前半の情報交換会合の結果を踏まえて、前回会合でチリが提案した方式に基づき、ステップ・バイ・ステップ・アプローチで検討を推進すべきとされ、次の段階として、各国の権利制限規定の実態調査及びその分析、教育の権利制限に関する情報交換会合の次回開催等が決定された。また、世界視覚障害者連合（World Blind Union）から権利制限の導入に関する要望が出されたのを受け、途上国の多くから早急に検討すべきとの発言が出された。また、先進国の一部から、総論では国際規範の設定は時期尚早としつつも、視覚障害者の問題について肯定的な意見表明があった。我が国その他先進国からは、権利制限規定の設定は、各国に委ねられるべきであり、むしろ各国間での実態に関する情報交換が有益である旨の発言がなされた。

放送機関の保護については、今後の検討の方向性のオプション（A案：従来どおり排他的許諾権を付与する方式、B案：レコード保護条約をモデルとした保護の方法は問わない方式）を含む議長が提案したノンペーパーをもとに議論が行われた。オプションについての結論は出されなかったが、引き続き議論を継続すべきとの意見が多数国から示され、次回のSCCRにおいて理解増進のための情報交換会合が開催されることとなった。なお、我が国及び各国放送機関関係者からは、A案で継続検討すべきとの発言がなされた。視聴覚実演の保護については、各国から早急な締結の声が上がり、次回SCCRの議題とされたが、実演家の権利移転に関する米国及びEUにスタンスの変更はなく、引き続き地域セミナーの継続が支持された。その他、EUが提案した新たな課題（追及権、準拠法、オーファンワークス、集中管理）については、時間制約上、既存の議題を優先すべきとされ、次回会合の議題とはならなかった。なお、次回会合については、来年5月25～29日での開催が決定された。

3. 第2回開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

7月7～11日（於：ジュネーブ）にて開催。第1回CDIP等（本年4月開催）に引き続いて、昨年的一般総会で決定された45項目の勧告（開発問題に関する行動計画）のうち14項目の作業計画案について議論が行われた。このうち、人的及び財政的資源を伴う11項目の作業計画案については、その資源配分に関して後日詳細な検討がなされることを前提として承認された。なお、既に設立が決定している拠出国（ドナー）会合については、事務局より（拠出金の調整権限を伴うものではなく、）情報交換会合に留まる旨の説明があった。また、国際規範設定の項目については、途上国の一部より、CDIPでの決定を議長名で他の委員会に対し勧告するようにすべき旨の提案がなされ、多くの途上国の支持を得たが、米国及び我が国からは、CDIPの権限を超えるものであり受け入れられない旨反論がなされた。

なお、総会への勧告に付される議長要約について、数次の協議の結果、1）今次会合で了承された項目の実行に追加要求された人的及び財政的資源のため、2009年改定計画予算に対する必要な修正を伴った作業計画を勧告する、2）WIPOの計画予算プロセスに合致する方法で同資源を利用できるように総会に求める、という途上国と先進国双方の意見を盛り込んだ形で意見の一致を得た。

4. 第13回遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）

10月13～17日（於：ジュネーブ）にて開催。本会合では、前回会合の決定を踏まえ、事務局作成の伝統的知識及びフォークロアについてのギャップ分析（既存の国際的な枠組では保護が不十分な点の抽出、それらに対する措置の必要性等についての分析）についての議論が行われた。フォークロア、伝統的知識、遺伝資源の順序でひととおり議論が行われるとともに、今後の作業（future works）について議論が行われたが、今後の作業に関する参加国間の合意が得られないまま閉会となった。

ギャップ分析の評価・検討については、参加国等は、課題の整理等の視点から事務局の試みを評価しつつも、基本的には従来の主張を大きく変えることはなかった。多くの途上国からは、ギャップ分析の結果を踏まえ、会期間会合（intersessional meeting）によりIGCの議論を加速し、法的拘束力のある国際的枠組を早期に導入することが必要であると強く主張され、我が国を含む多くの先進国からは、定義等の基本的な事項及びギャップ分析について議論を継続・深化すべきとの主張がなされた。

今後の作業については、主に、前回会合の決定を踏まえ、会期間会合の設置について議論されたが、会期間会合をIGCの新たな枠組とみなし懸念を表明する米国の姿勢に見られるように、意見の対立が精鋭化した結果、なんらの妥協点を見出すに至らないまま閉会となった。主な対立点としては、会期間会合の位置付け、会合において取り上げる課題、出席者の構成等が挙げられる。

以上